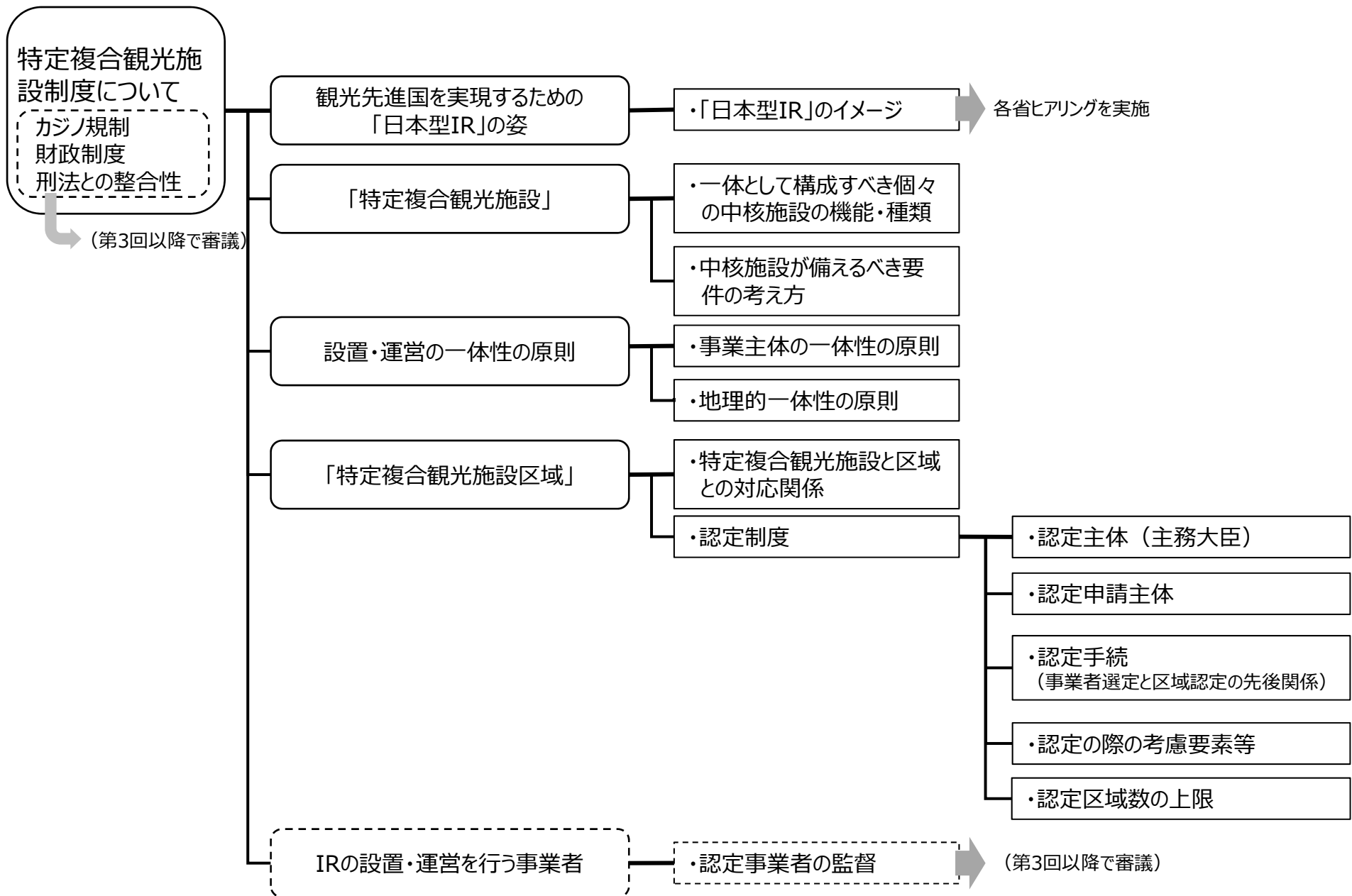


特定複合観光施設の構成施設、設置・運営の一体性の原則、 特定複合観光施設と区域との対応関係に関する論点

1. 第2回会合の論点について
2. 「特定複合観光施設」を一体として構成すべき中核施設の種類・要件について
3. 特定複合観光施設の設置・運営の一体性の原則について
4. 特定複合観光施設と区域との対応関係について

1. 第2回会合の論点について



2. 「特定複合観光施設」を一体として構成すべき中核施設の種類・要件について

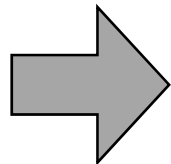
<これまでの議論>

推進法

「特定複合観光施設」は、民間事業者が設置・運営するもので「カジノ施設（中略）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」（第2条第1項）

附帯決議

- ①・「我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点」、
・「それらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点」
に、整備に当たり、特に配慮する（第1項）
- ②特定複合観光施設について、「国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のもの」（第3項）



<今後の議論の方向性>

- 推進法の規定、推進法案への附帯決議や、関係省庁から示されたIRにより実現すべき政策目標も踏まえ、特定複合観光施設を構成すべき中核施設の機能・種類については、カジノ施設に加え、
 - a.MICE誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設（国際会議場・展示場等）
 - b.我が国の伝統、文化、芸術、技術などの魅力をショーケースとして強力に発信する機能を有する施設（劇場、博物館、美術館その他のレクリエーション施設、レストラン、ショッピングモール等）
 - c.ショーケースで触れた日本の魅力を実際に現地で体験するため、各地へ観光客を送り出す機能を有する施設（日本国内の旅行を提案・アレンジする施設等）
 - d.国際競争力のある滞在型観光拠点として、宿泊需要に対応し、かつ、宿泊需要を生み出す機能を有する施設（ホテル等）とし、特定複合観光施設は、これら全てが一体となっている施設とする方向で検討してはどうか。
- また、これらの機能を満たす各構成施設の要件については、各構成施設が国際競争力を有するとともに、全国的な見地からも我が国を代表する施設として経済効果を生み出すものとする方向とすることが適当ではないか。

3. 特定複合観光施設の設置・運営の一体性の原則について

<これまでの議論>

推進法

- ・「『特定複合観光施設』とは、カジノ施設（中略）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与するものと認められる施設が一体となっている施設」（第2条第1項）
- ・「特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする」（第3条）
- ・「政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする」（第6条）

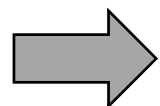
附帯決議

- ・「あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること」（第3項）
- ・「カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること」（第7項）

推進法の国会審議の過程

- ・シンガポールのIRには、ごく一部に収益性の高いカジノが加わることで国際会議場や展示場、単体であれば不採算となる施設を含めた施設全体が円滑に運営され集客力を飛躍的に伸ばしているとの趣旨の提案者答弁

<今後の議論の方向性>



推進法の規定、推進法案への附帯決議及び推進法の国会審議時における提案者答弁を踏まえ、IR事業内の収益還元の明確化、IR事業の廉潔性の確保を図りつつ、IR各事業の相乗効果を最大化することにより、IR事業の公益性を担保するため、①「IR事業主体の一体性」及び②「IR施設の地理的一体性」を原則としてはどうか。

3. ①特定複合観光施設の事業主体の一体性の原則について

<IR事業主体の一体性の原則>

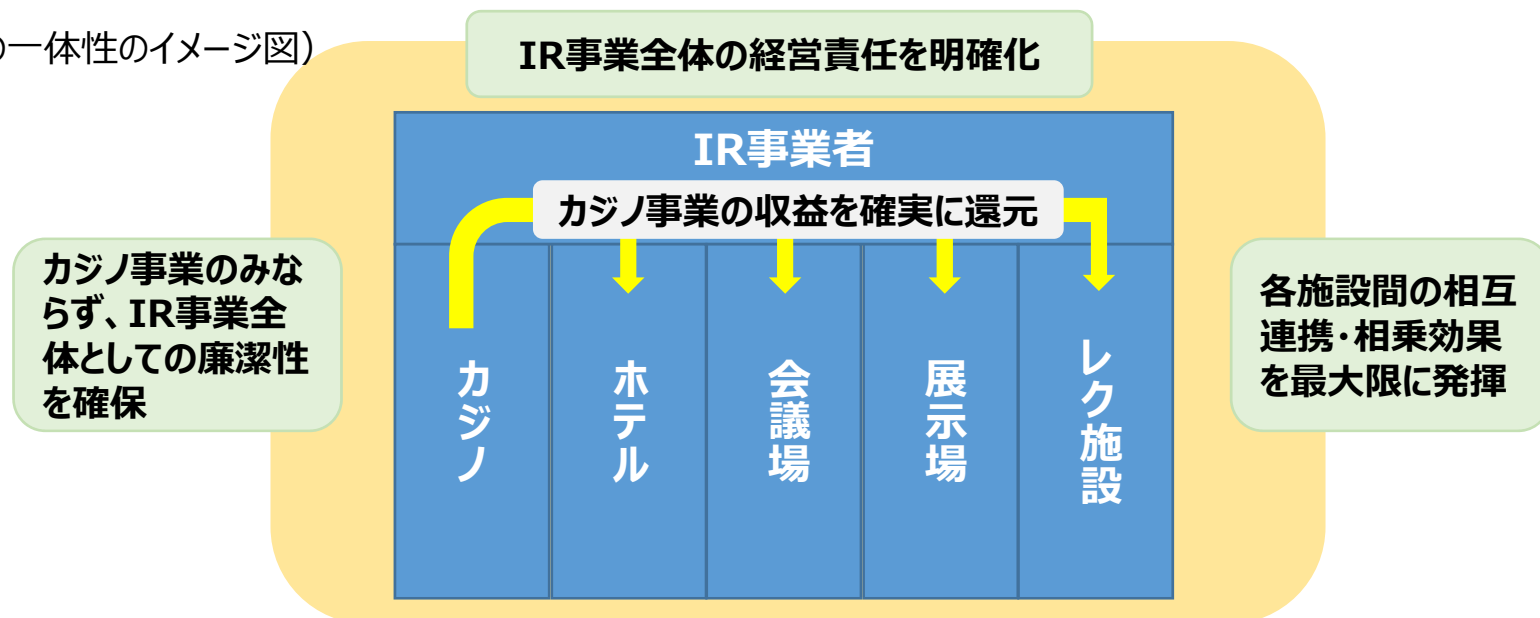
○IR事業の公益性を担保するため、下記観点から、IR事業は一体性が確保された事業者（SPC等を含む）により経営されること。

- a. カジノ事業を含めたIR事業全体の経営責任を明確化
- b. カジノ事業からカジノ事業以外のIR事業への収益還元の確実化、それを通じたIR事業全体の継続性の確保
- c. 厳格な審査による免許を得たカジノ事業のみならず、カジノ収益が及ぶIR事業全体の廉潔性を確保
- d. 一体性が確保された事業主体による経営判断により、IR各事業の相互連携・相乗効果を最大化

○ただし、上記諸点を求める趣旨を逸脱しない範囲において、IR事業運営効率化等の観点からどこまで柔軟に事業運営形態を認め得るかについては、カジノ免許制度のあり方の中で検討してはどうか。

〔例〕 経営資産（土地・施設）と経営・運営の分離（＝上下分離）
経営と運営の分離（業務運営委託）等

（事業主体の一体性のイメージ図）

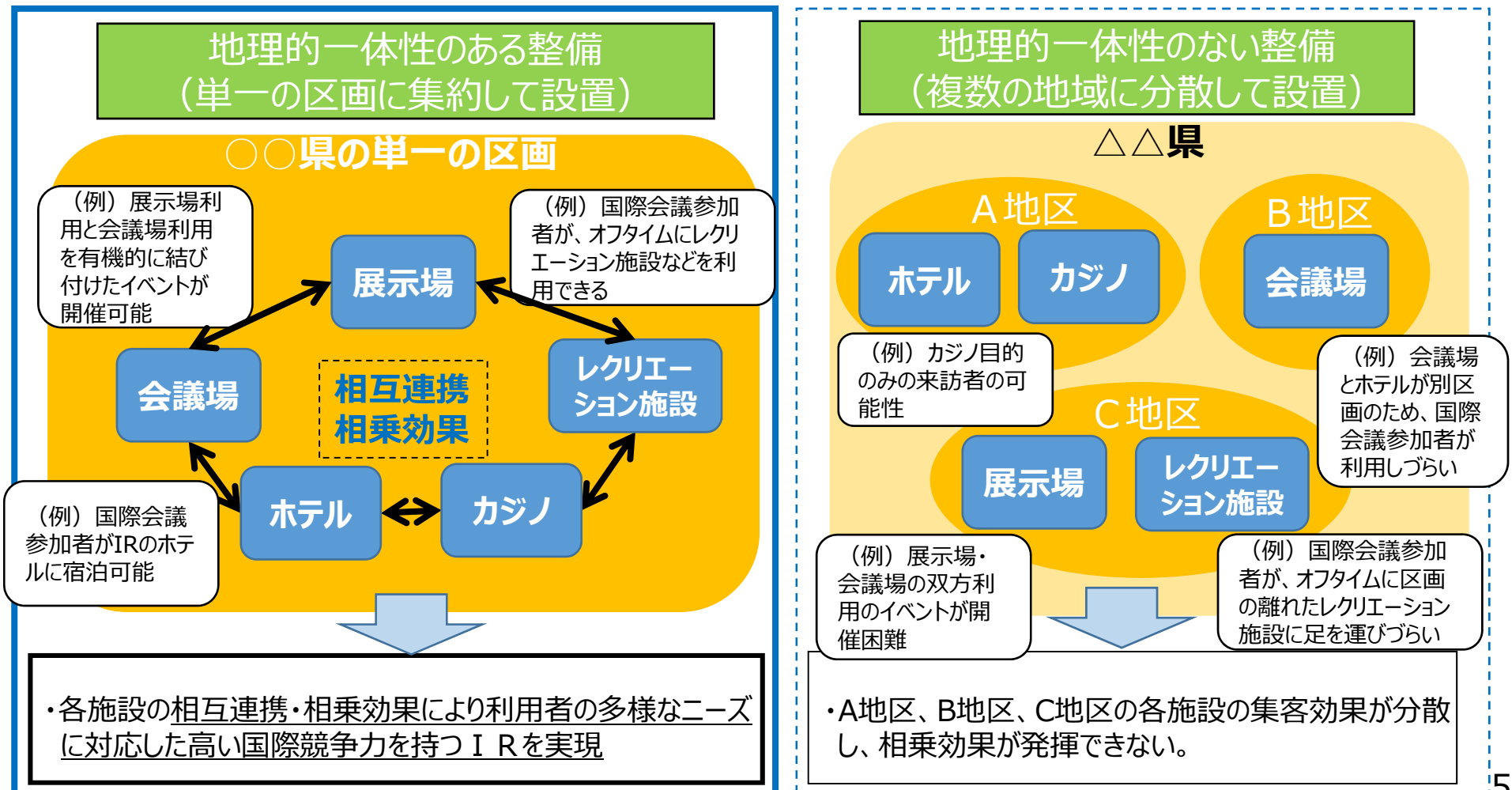


3. ②特定複合観光施設の地理的一体性の原則について

<IR施設の地理的一体性の原則>

○IR区域整備の基本理念である国際競争力の高い滞在型観光の実現のため、IR各施設の相互連携・相乗効果の最大化を図る観点から、一群となったIR各施設を単一の区画に集約して設置すること。

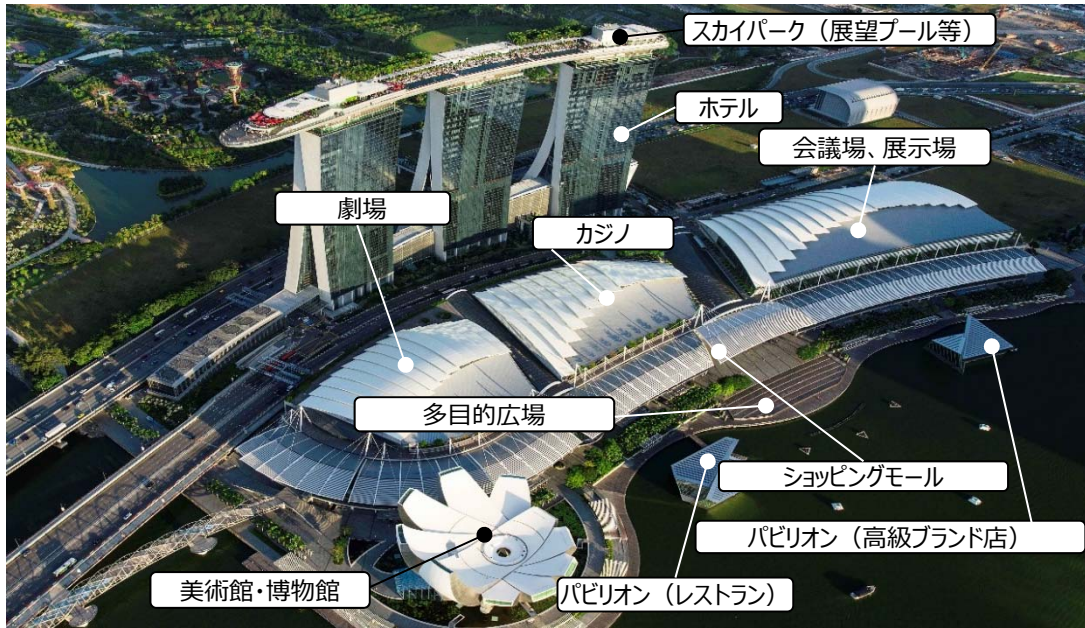
(4.「特定複合観光施設と区域との対応関係」と関連)



シンガポールのIRの例

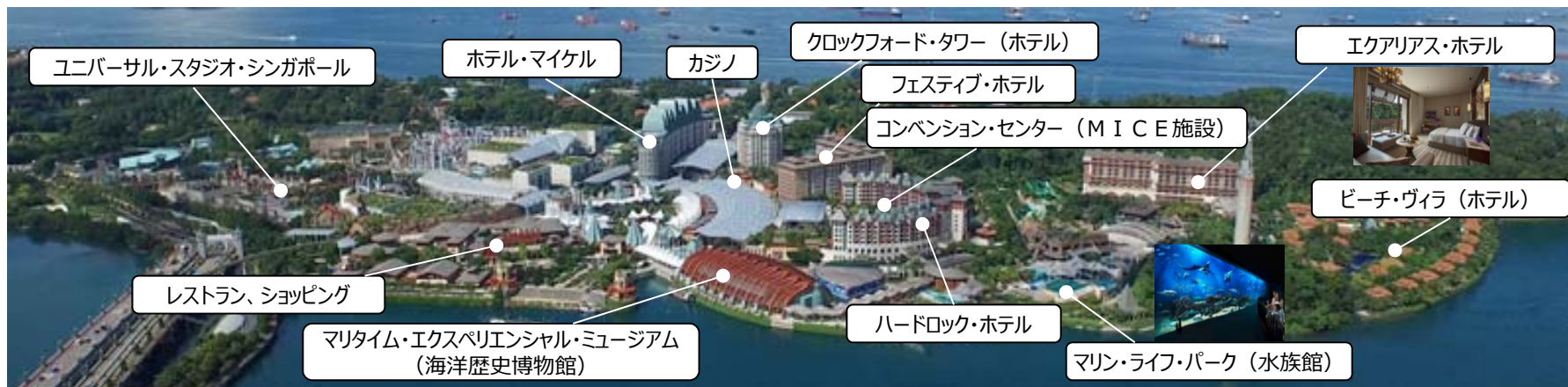
マリーナ・ベイ・サンズ

【事業者名：Marina Bay Sands Pte. Ltd.】



リゾート・ワールド・セントーサ

【事業者名：Resorts World at Sentosa Pte. Ltd.】



4. 特定複合観光施設と区域との対応関係について

<これまでの議論>

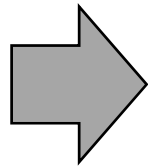
推進法

「特定複合観光施設区域」について、「特定複合観光施設を設置することができる区域」（第2条第2項）

附帯決議

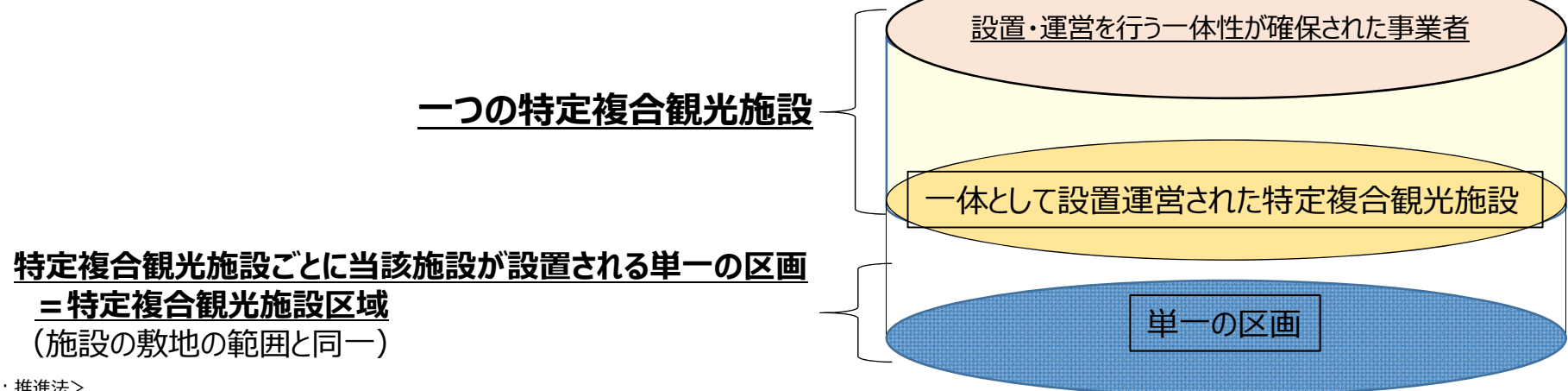
特定複合観光施設区域の数について、「国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定する」（第4項）

<今後の議論の方向性>



○IRの制度設計に当たり推進法の「区域」の定義を具体化する際には、附帯決議において、国際的競争力・ギャンブル等依存症予防の観点から区域数が厳格に限られることを踏まえ、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設ごとに当該施設が設置される単一の区画と考えてはどうか。

(特定複合観光施設と特定複合観光施設区域との関係 (イメージ図))



<参考：推進法>
(定義)
第二条

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。